当麻町障害者活躍推進計画

[Later time
機関名	当麻町
任命権者	当麻町長
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
当麻町における障害	当麻町については、令和元年に行った障害者任免状況通報
者雇用に関する課題	で障害者の実雇用率2.17%と法定雇用率の2.5%には
	達していないが、必要採用数は0となっている。
	また、令和2年1月1日現在では、障害者の増加に伴い、
	法定雇用率2.5%を達成している状況である。
	現在の実雇用率を維持するためにも、今後、障害のある職
	員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでい
	くことが必要である。
目標	
①採用に関する目標	○当該年6月1日時点の法定雇用率を達成する。
	(参考)
	令和元年6月1日時点の実雇用率:2.17%
	(評価方法)
	毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	○不本意な離職者を極力生じさせない。
	(評価方法)
	毎年の任免情報通報時、人事記録を元に前年度採用者の
	定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
1 障害者の活躍を	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
推進する体制整備	○障害者である職員の相談窓口を総務課職員係に設定すると
	ともに、職場の管理職等に相談できる体制を整える。
	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か
	月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資
	格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門
	向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障害者の活躍の	○障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂
基本となる職務の	行できる職務の選定及び創出について検討する。
選定・創出	○新規採用又は部署異動その他必要に応じて面談を行い、障
	害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行
	い、必要に応じて検討を行う。

3 障害者の活躍を	○相談窓口や管理職等への相談のほか、人事評価面接の際、
推進するための環	障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握
境整備・人事管理	することとし、継続的に必要な措置を講じる。
	○措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可
	能な範囲内において適切に実施する。
	○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。
	・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
	・自力で通勤できることといった条件を設定する。
	・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
	・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が
	受けられること」といった条件を設定する。
	・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4 その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等
	に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じ
	て、障害者の活躍の場の拡大を推進する。